

創業者向け保証料割引スキーム

創業計画実施サポート割引

「創業事業者」の方の保証料率を

一律0.2%割引します！

割引後の保証料率0.6%（通常0.8%）

対象となるお客様

認定経営革新等支援機関※1)から創業計画の策定支援を受けた創業事業者※2)

※1) 認定経営革新等支援機関

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた専門家(税理士・中小企業診断士等)です。

最寄りの認定経営革新等支援機関は、関東経済産業局HPにてご確認ください。

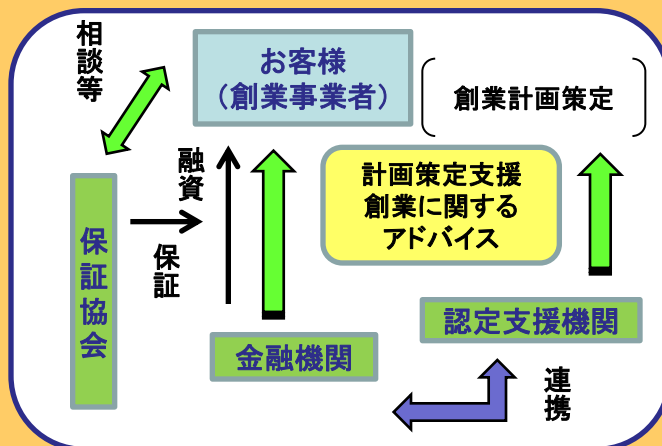
※2) 創業事業者

これから創業を予定されている方、または事業を開始した日から1年経過していない方。

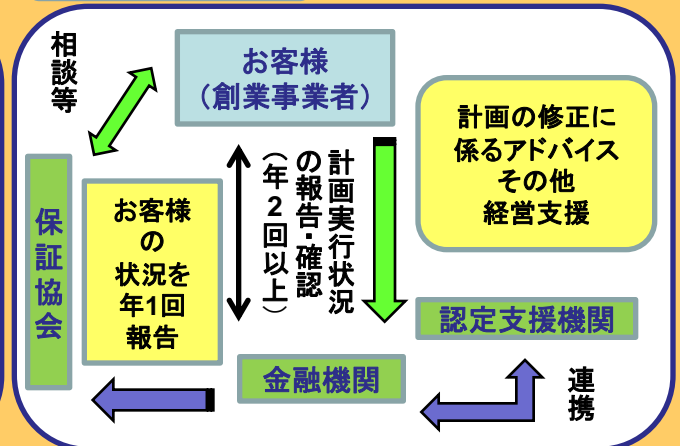
対象となる保証制度

創業関連保証、創業等関連保証に限ります。(県制度、市町村制度も利用できます。)

保証審査時



融資実行後



千葉県信用保証協会

<http://www.chiba-cgc.or.jp>

かんばろう!千葉



【お問い合わせ先】

本店 創業サポートチーム

TEL043-311-5001